

感染症の拡大防止と経済活動の両立に向けた
テレワークの定着を支援します！

テレワーク促進助成金



受付期間延長

申請受付締切

令和4年
2月28日

※郵送では締切日の消印有効とし、電子申請では、締切日の23時59分までにJグランツにより提出されたものを受付します。



テレワークの定着・促進に向け、在宅勤務・モバイル勤務等を可能にする情報通信機器（モバイル端末等）や業務関連ソフト等の導入によるテレワーク環境の整備に要した費用を助成します。

助成対象の一例



パソコン



タブレット



クラウドサービス



ソフトウェア



機器設置・設定費

■ 申請書類受付・お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係

〒101-0065 東京都千代田区西神田 3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館 5 階

TEL : 03-5211-5200 (受付時間 : 平日 9:00~17:00 ※12:00~13:00 を除く)

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/>



助成金の概要

在宅勤務・モバイル勤務等を可能にする情報通信機器等の導入により、テレワーク環境を整備する都内中堅・中小企業が支給決定日以後に新たに取り組むもの（発注・契約等を含む）かつ支給決定日から3か月以内に完了する取組み（※1）で、実績報告時までには支払いを終えた経費が対象です。

事業者の規模（常時雇用する労働者数）	助成金の上限	助成率
30人以上999人以下	250万円	2分の1
2人以上30人未満	150万円	3分の2

※1 完了する取組みとは、以下の2項目を満たす取組みを指します。

- ①申請した機器の購入や設定等がすべて完了し、テレワーク環境が整備できた状態であること。
- ②上記①のテレワーク環境を活用し、テレワーク実施対象者全員にテレワーク勤務を6回以上実施させていること。

助成対象事業者の要件

- 1.常時雇用する労働者が2名以上かつ999名以下で都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等
 - 2.都が実施する「テレワーク東京ルール実践企業宣言制度」に登録していること（実績報告時まで）※その他要件あり
- ※当財団実施「事業継続緊急対策（テレワーク）助成金」などの助成金に申請中または受給した企業は本助成金に申請できません。
その他の助成金に申請中又は受給した企業でも本助成金に申請できない場合がございます。詳細は募集要項をご確認ください。

助成事業の流れ



■で囲んだ部分は申請企業が実施する部分です。

助成金申請受付期間

申請書類提出期間

~~令和3年12月24日（金）まで~~ **令和4年2月28日（月）まで**

※郵送では締切日の消印有効とし、電子申請では、締切日の23時59分までにJグランツにより提出されたものを受付します。

申請方法

郵送またはJグランツによる電子申請

※来所による持参提出は一切受け付けできません。

**本チラシ記載事項以外にも要件がございます。
申請にあたっては当財団ホームページ記載の「募集要項」を必ずご確認ください。**

募集要項・申請様式はこちら▶

テレワーク促進助成金

